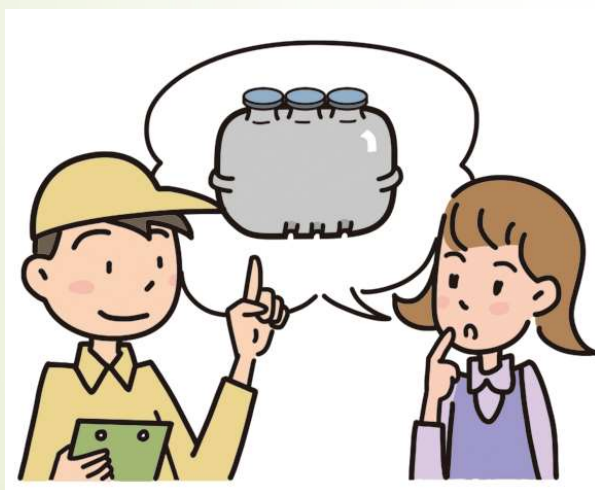




# 浄化槽法・愛知県条例改正説明会



令和2年2月12日（水）  
26日（水）  
27日（木）

愛知県環境局環境政策部  
水大気環境課生活環境地盤対策室

# 本日の説明項目

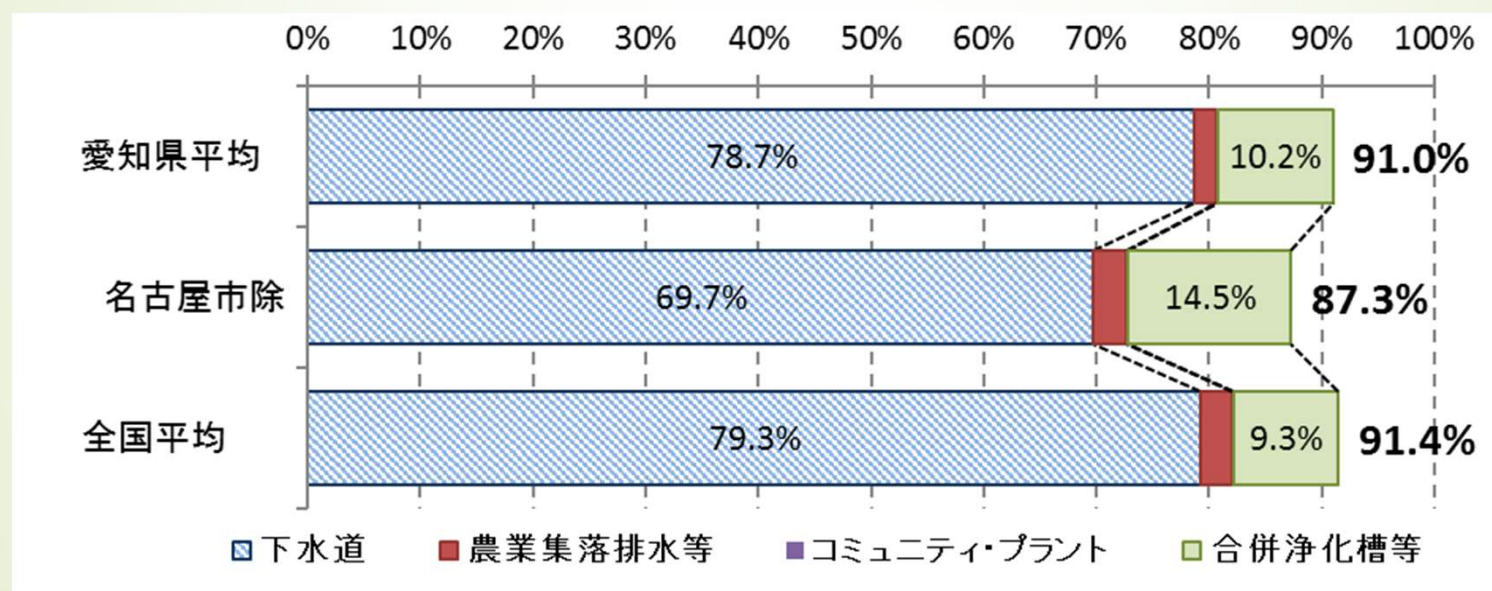
1. 法・条例の改正の背景
2. 法・条例等の改正の内容
  - (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項
  - (2) 登録申請に関する事項
  - (3) 浄化槽管理者に関連する事項
3. その他の改正事項

# 1. 法・条例の改正の背景

# 1. 法・条例の改正の背景

- ・ 汚水処理の10年概成により、下水道処理から浄化槽処理へ見直しが進み、**浄化槽は生活排水処理施設の柱として更に重要な役割を担う**ことになった。

汚水処理人口普及率（平成30年度末）



- ・ 愛知県平均(名古屋市除)は87.3%で、全国平均（91.4%）を下回る。
- ・ 浄化槽が占める割合(14.5%)が、全国平均(9.3%)より高い。

# 1. 法・条例の改正の背景

- ・ 現在、設置が禁止されている単独処理浄化槽は全国に約400万基（愛知県 33.8万基 全国第1位）【H29年度末】存在し、生活雑排水が未処理のまま放流されている。
  - 「**合併処理浄化槽への転換促進**」
- ・ 法定検査（11条検査）の受検率は41.8%（愛知県21.0%）【H29年度末】であり、浄化槽台帳の整備を通じた管理の指導強化が必要である。
  - 「**浄化槽の管理の強化**」

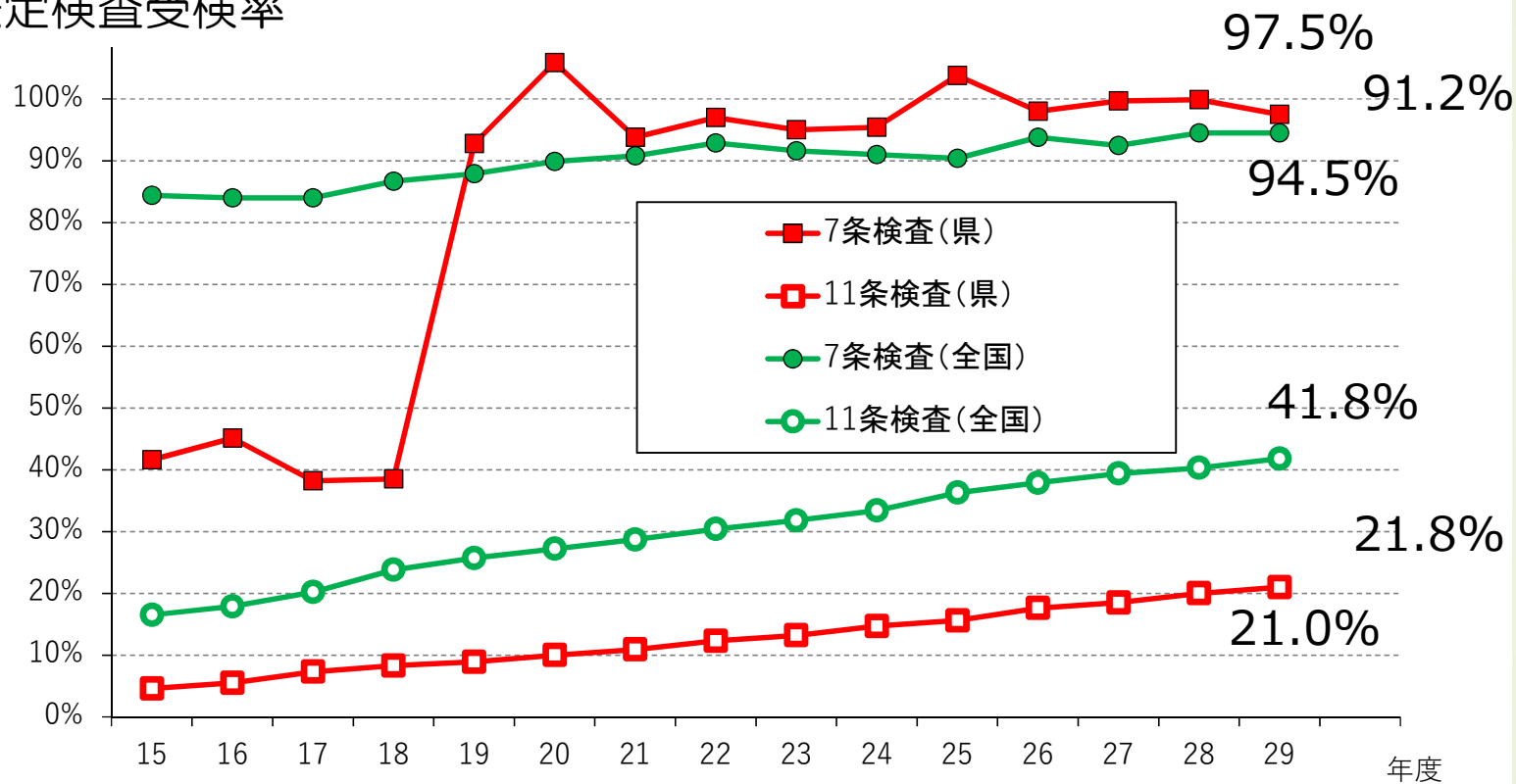
# 1. 法・条例の改正の背景

処理方式別浄化槽設置基数（平成29年度末現在）

順位	都道府県	合計	単独処理 浄化槽 [比率]	合併処理 浄化槽 [比率]
1	千葉県	576,052	328,303 [57.0%]	247,749 [43.0%]
2	<b>愛知県</b>	<b>544,658</b>	<b>337,885 [62.0%]</b>	<b>206,773 [38.0%]</b>
3	静岡県	507,419	331,983 [65.4%]	175,436 [34.6%]
⋮	⋮			
45	滋賀県	33,091	13,669 [41.4%]	19,392 [58.6%]
46	鳥取県	26,945	15,339 [56.9%]	11,606 [43.1%]
47	東京都	25,780	16,262 [63.1%]	9,518 [36.9%]
	<b>合計</b>	<b>7,580,856</b>	<b>3,912,34 [51.6%]</b>	<b>3,668,51 [48.4%]</b>

# 1. 法・条例の改正の背景

法定検査受検率



- 7条検査は近年90%以上で推移
- 11条検査は年々増加しているものの、全国平均より低い

# 1. 法・条例の改正の背景

## ○愛知県の浄化槽設置状況

- ・浄化槽設置基数は全国第2位(単独処理浄化槽は全国第1位)
- ・水質検査(11条検査)の受検率：21% (全国平均41.8%)



## ○愛知県内から伊勢湾流入負荷量の排出源別内訳

- ・生活排水が55%(COD換算)を占める。
- ⇒産業排水(COD換算)34%よりも負荷が高い！



◎公共用水域の水質改善のため、浄化槽の適正な維持管理を始めとする生活排水対策が課題。



# 1. 法・条例の改正の背景

- 浄化槽の適正な維持管理のためには、保守点検・清掃及び法定検査の実施が重要である。
- なかでも、浄化槽管理者の浄化槽に対する理解向上が必要であり、浄化槽管理者に接する機会が多い浄化槽保守点検業者の資質向上が重要である。

(愛知県登録の浄化槽管理士数：1,407人(H30末)全国第3位)



- ◎ 浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対し、清掃の実施や法定検査の受検について、助言・指導することにより浄化槽の維持管理の向上を図る。

# 1. 法・条例の改正の背景

- 一部に不適正な業者も存在しており、業界全体の信頼性向上のためにも、浄化槽保守点検業者の資質の向上が必要。
  
- ⇒ 優良浄化槽保守点検業者の認定制度の創設（全国初）
- ⇒ 規制の強化
  - ・ 無登録業者への報告徴収、立入検査（全国初）
  - ・ 再委託の基準の設定
- ⇒ 浄化槽保守点検業者に対し、所属する浄化槽管理士への研修の受講の機会の確保

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

- ア 営業所ごとに置く浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の専属とし、当該営業所の専任とすること。
- イ 浄化槽の保守点検時において浄化槽管理士の資格を証する書類を携帯すること。
- ウ 浄化槽の管理者に対して清掃及び法定検査の時期の通知をすること。
- エ 清掃業者に対して浄化槽管理者へ清掃の時期を通知したことを連絡すること。
- オ 委託を受けた浄化槽の保守点検を原則として他人に委託してはならないこと。
- カ 保守点検業務を契約したときは、浄化槽管理者に対し契約年月及び保守点検業者名等を記載した浄化槽保守点検契約済証をブローカー等に貼付すること。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

ア 営業所ごとに置く浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の専属とし、当該営業所の専任とすること。  
(改正 条例第9条第1項)

○ 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

浄化槽管理士は、次に該当していること。① 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。

② 当該営業所の専任であること。

○ 上記に抵触することとなったときは、3週間以内に必要な措置を取らなければならない。(条例第9条第3項)  
⇒5万円以下の罰金(直罰)

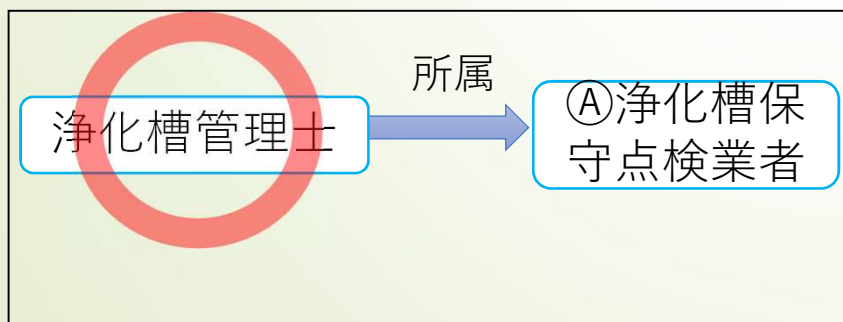
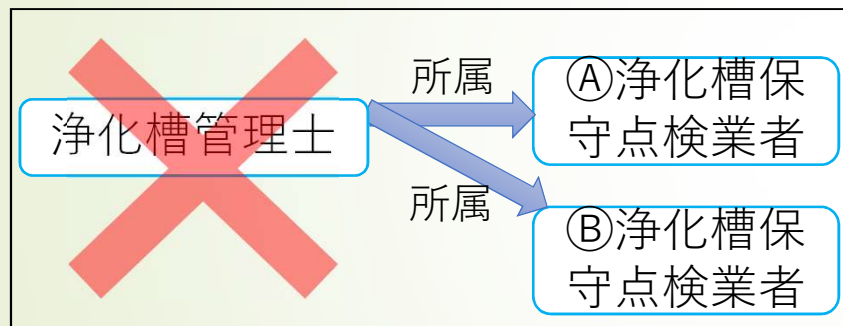
## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 浄化槽管理士の専属、専任

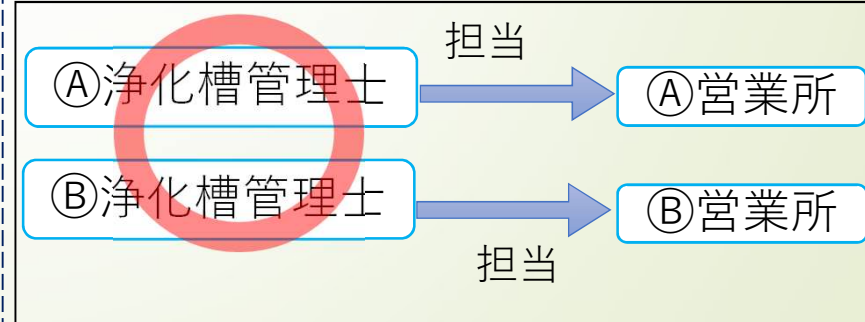
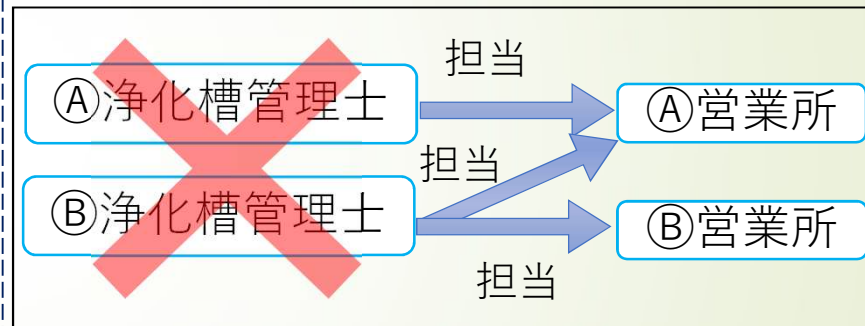
##### ・専属

(一の業者のみに属すること)



##### ・専任

(営業所を決めること)



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

イ 浄化槽の保守点検時において浄化槽管理士の資格を証する書類を携帯すること。（条例第10条第2項）

○ 浄化槽の保守点検時には、浄化槽管理士の資格を証する書類を携帯しなければならない。（新規）

- 浄化槽管理士免状又はその写し
- （公財）日本環境整備教育センターが発行する  
浄化槽管理士証

\* 浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が自ら行うか、若しくは実地に監督しなければならない。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 【資格を証する書類】 (浄化槽管理士免状)

様式第三号 (第十六条関係)

環境大臣	年	月	日	第	号
印				浄化槽管理士免状	
			年	月	日生
				氏名	本籍 都道府県名(国籍)
					浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の規定により浄化槽管理士免状を交付する。



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 【資格を証する書類】 (浄化槽管理士証)

見本

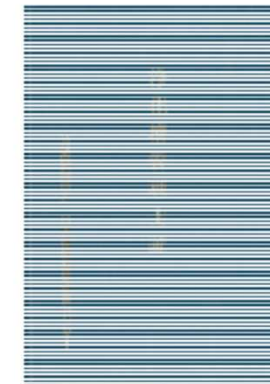
(新) 表面



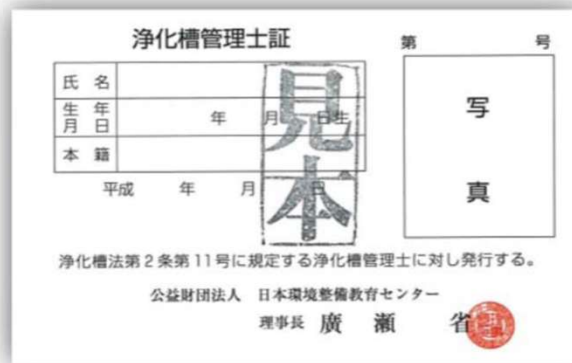
裏面



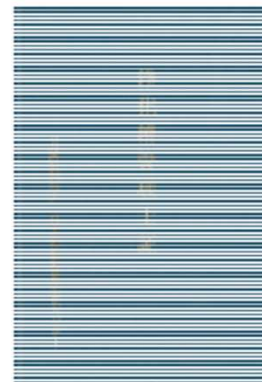
手帳



(旧)



+



(公財) 日本環境整備教育センター発行

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

ウ 浄化槽の管理者に対して清掃及び法定検査の時期の通知等を行うこと。（条例第10条第3項）

○ 浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽の管理者に対し、次の事項を**書面**で通知しなければならない。  
**(改正)**

- 浄化槽の保守点検の結果
- 浄化槽の清掃をすべき時期 **(規則で定める書面)**
- 法定検査を受けるべき時期 **(規則で定める書面)**
- その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

エ 清掃業者に対して浄化槽管理者へ清掃の時期を通知したことを連絡すること。（条例第10条第4項）

○ 浄化槽の清掃をすべき時期の通知を行ったときは、浄化槽管理者が委託等している**清掃業者に連絡**しなければならない。（改正）

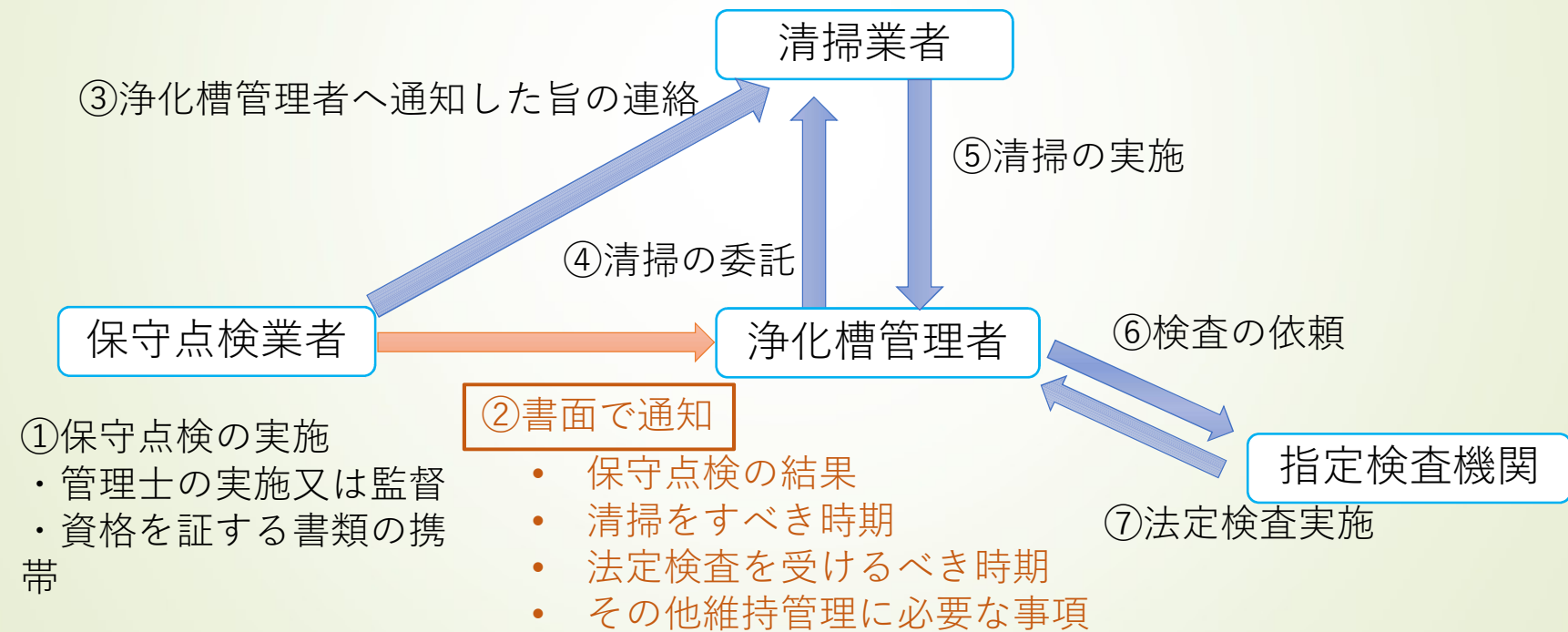
- 浄化槽管理者に委託している(予定を含む)清掃業者について確認し、当該清掃業者に、当該浄化槽の清掃の時期を通知したことをすみやかに連絡する。
- 連絡手段については、特に決めはないため、電話・メール等、清掃業者との調整で決める。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 通知、連絡

浄化槽の清掃を適正に推進するとともに、保守点検業者と清掃業者の連携を促進する。



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 【通知・連絡に係る規定】 (再委託の場合を除く)

誰に対して	何を	どうする	法令根拠
浄化槽管理者	①保守点検結果 ②清掃をすべき時期 ③法定検査を受けるべき時期 ④浄化槽の適正な維持管理に必要な事項	書面で通知	第10条第3項
清掃業者	浄化槽管理者に、上記②を通知した旨	連絡	第10条第4項

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

オ 委託を受けた浄化槽の保守点検を原則として他人に委託してはならないこと。（条例第10条第5項）

○ 浄化槽の保守点検業者は、委託を受けた浄化槽保守点検業務を他人に再委託してはならない。（新規）

【例外】 ただし、浄化槽管理者から受託した保守点検業務を規則で定める基準に従って他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。

➤ 浄化槽の管理者が承諾していること。

➤ 再受託者へ過去三年間の保守点検結果の写しを交付すること。

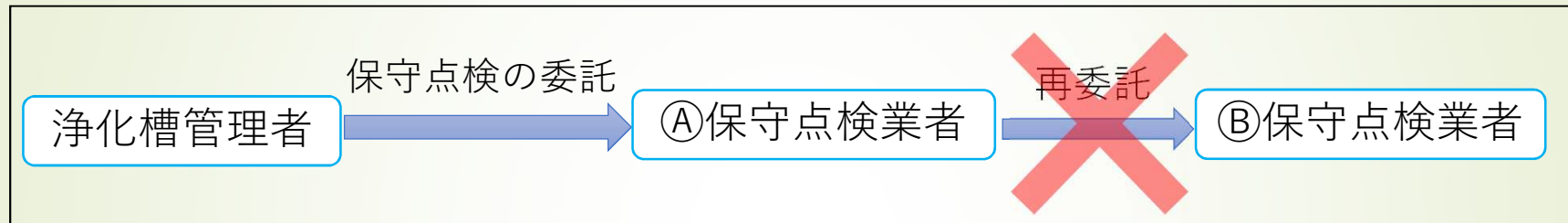
⇒ 保守点検業者から受託した保守点検業務は規定されていないため、再々委託（孫請け）できない。

## 2. 法・条例等の改正の内容

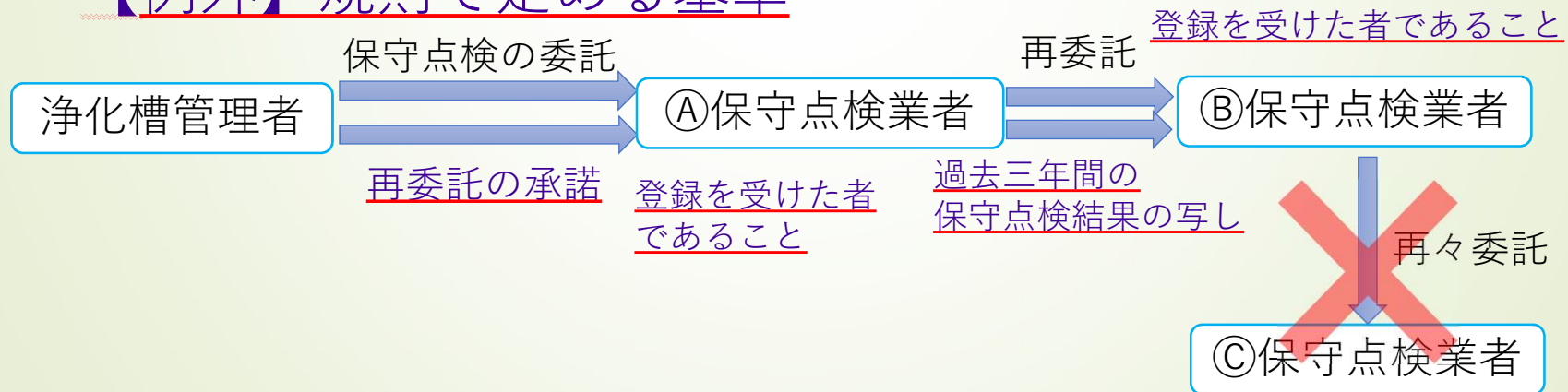
### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 再委託の禁止の例外

- 再委託は原則禁止



- 【例外】 規則で定める基準**



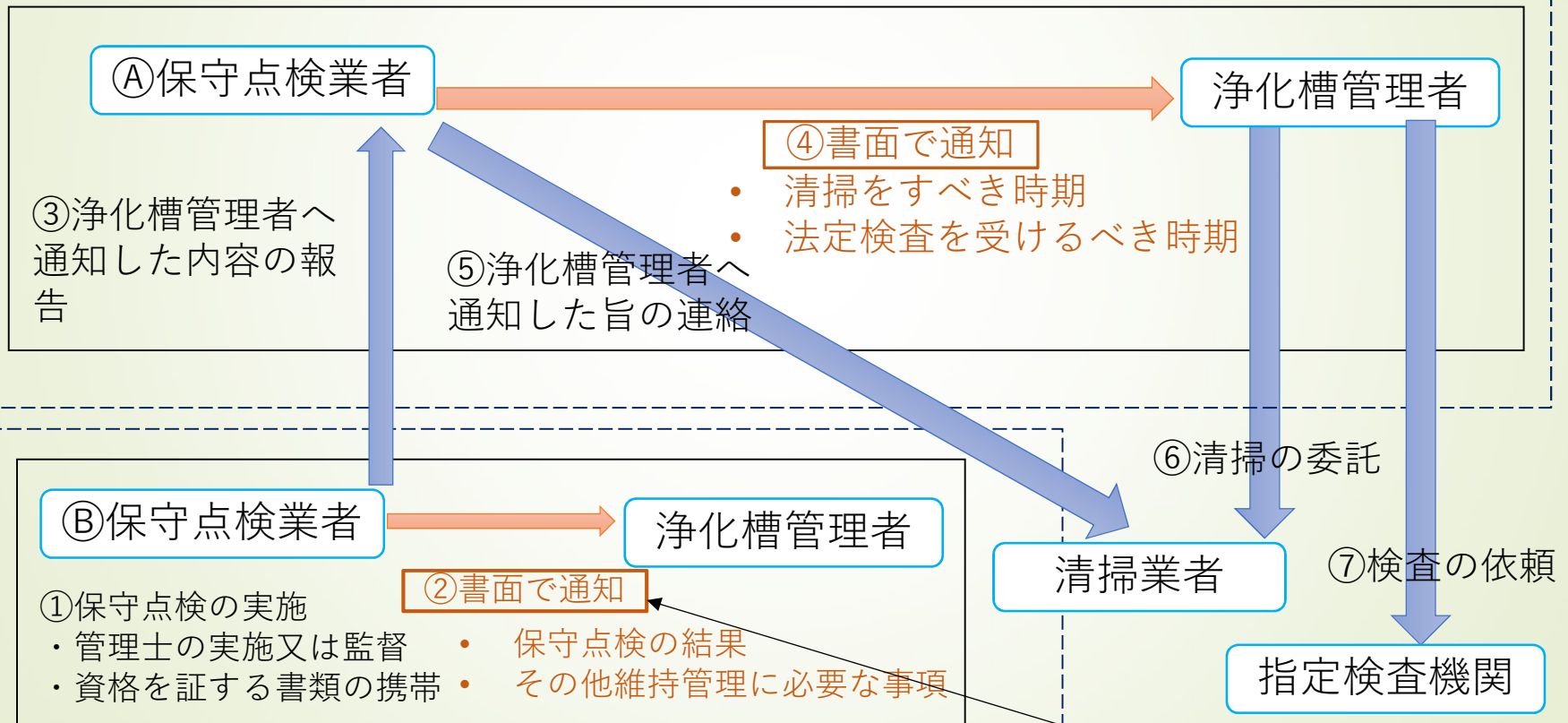


## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 通知、連絡 (再委託の場合)

- 元請 (委託先) からの通知、連絡



- 下請 (再委託先) からの通知、連絡

①と②の連名



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

#### 【通知・連絡に係る規定】 (再委託の場合)

誰が	誰に対して	何を	どうする	法令根拠
受託者	浄化槽管理者	①保守点検結果 ②浄化槽の適正な維持管理に必要な事項	書面で通知	第10条第3項
	再委託者	上記①及び②の通知の内容	報告	
再委託者	浄化槽管理者	③清掃をすべき時期 ④法定検査を受けるべき時期	書面で通知	第10条第6項
	清掃業者	浄化槽管理者に、上記③を通知した旨	連絡	第10条第7項

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (1) 浄化槽保守点検業務に関する事項

カ 保守点検業務を契約したときは、契約年月及び保守点検業者名等を記載した浄化槽保守点検契約済証をブローワー等に貼付すること。

- 記載内容については、契約年月（複数年契約をする場合は、契約期間）、保守点検業者名のほか、浄化槽管理者及び清掃業者が連絡できるよう連絡先の記載があると良い。
- 様式等の規定はないため、形状、文字、色等については、各自で決定しても構わない。
- 当該内容については、2022年4月1日までに対応すること。

## 2. 法・条例等の改正の内容 (2) 登録申請に関する事項

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

ア 浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者を優良浄化槽保守点検業者として認定し、当該浄化槽保守点検業者の登録の有効期間を3年から5年に延長することとした。

⇒優良浄化槽保守点検業者の認定制度の創設

イ 浄化槽保守点検業者の登録の拒否事由に、暴力団員等又は暴力団員等が事業活動を支配する者を追加することとした。

ウ 浄化槽保守点検業者に対し、所属する浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する研修の機会を与えること。

エ 改正による申請様式の変更及び添付書類の追加

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### ア 優良浄化槽保守点検業者認定制度の創設 (条例第2条第2項第1号)

- 優良な業者を育成する制度
  - ・ 法令を遵守し、業界をけん引するリーダー的存在。
- ◎事業の実施に関し優れた能力・実績を有する者を  
優良浄化槽保守点検業者として認定する。【全国初】
  - ・ 優良保守点検業者の登録の有効期間を延長する。  
現行：一律3年⇒5年

(類似事例：廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度)

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

- ① 遵法性
- ② 事業の透明性
- ③ 財務体質の健全性
- ④ 継続性
- ⑤ 受託する浄化槽管理者の遵法性
- ⑥ 研修の受講

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

##### ① 遵法性

○ 過去5年間において、次の不利益処分を受けていないこと。

- 保守点検又は清掃についての改善措置命令  
(法第12条第2項)
- 浄化槽工事業の登録の取消し又は停止命令  
(法第32条第2項)
- 浄化槽清掃業の許可の取消し又は停止命令  
(法第41条第2項)
- 浄化槽保守点検業の登録の取消し又は停止命令  
(条例第13条第1項、もしくは県内各保健所設置市の  
条例に基づく処分)

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

##### ②事業の透明性

○ 申請の前日までに、インターネットを利用する方法により以下の情報を公表していること。

- 氏名又は名称、住所
- 営業所の名称及び所在地
- 設立年月日、資本金又は出資金
- 代表者、役員の名氏及び就任年月日
- 営業区域に係る市町村名
- 浄化槽保守点検業の内容

※ **所属する団体のホームページでの公開も可。  
任意で上記以外の情報を表示することを妨げない。**



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

#### ②事業の透明性

#### ○ 浄化槽保守点検業の内容

- ・ 受託可能な浄化槽の規模（人槽等）
- ・ 保守点検業務の価格帯
- ・ 浄化槽保守点検業に関連する業務の名称
- ・ 所属する浄化槽管理士の人数等関連する事項  
⇒ 浄化槽管理士の管理士番号も掲載することが望ましいが、個人情報に該当するため、本人（浄化槽管理士）の同意\*を得ること。

\* 「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

##### ③財務体質の健全性

- 法人税、消費税、住民税（県民税及び市町村民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）を滞納していないこと。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

#### ③財務体質の健全性

- 税務署：納税証明書（その3の3）

「法人税」及び「消費税、地方消費税」

- 県税事務所：納税証明書

「県民税」「事業税」「不動産取得税」

- 市役所、町村役場：納税証明書

「市町村民税」「固定資産税」「事業所税」

「都市計画税」

⇒ 未納がないことを証明してください。

⇒ 年度を指定する必要がある場合は、現登録期間(3or5年分)  
又は発行可能な期間すべて

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

#### ③財務体質の健全性

- 年金事務所：社会保険料納入証明書(直近2年分)
  - ・ 県内すべての事業所に係るもの
- 愛知労働局：労働保険料・一般拠出金納付証明書(直近3年分)
  - ・ 雇用保険、労災保険の未納がないことの証明
  - ・ 県内すべての事業所に係るもの

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

##### ④継続性

- 5年以上引き続き県内において浄化槽保守点検業を営んでいること。
- 当該登録の申請日の年度（4/1～9/30は前年度）の前2年度のいずれかの年度において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

県内において知事が定める回数以上の浄化槽の保守点検を行っていること。⇒ 年150回

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

#### ⑤受託する浄化槽管理者の遵法性

- 当該登録の申請日の年度（4/1～9/30は前年度）の前2年度のいずれかの年度において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

保守点検を行った合併処理浄化槽のうち、法定検査（7条、11条）、保守点検及び清掃が全て実施されている浄化槽の割合が知事が定める割合以上であること。

⇒ 50%（R2年度）

⇒ 毎年度改定予定。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

##### ⑤受託する浄化槽管理者の遵法性

- 保守点検を行った合併処理浄化槽のうち、法定検査(7条、11条)、浄化槽の保守点検及び清掃が全て実施されている浄化槽の割合が知事が定める割合以上であることの確認方法

- ・ 法定検査の結果に記載された保守点検業者名で、当該保守点検業者の法定検査・清掃の実施数を把握。

- ・ 保守点検を行った合併処理浄化槽の数は、例年実施している「浄化槽保守点検の実施状況調査」で報告のあった数。

⇒ 照会を4月中に実施し、事務所への報告期限を5月末へと変更。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

##### ⑤受託する浄化槽管理者の遵法性

###### ◎ 登録申請書添付書類（今後5年間の事業計画）

浄化槽の保守点検を行った回数（下表左欄）に応じて、今後5年間で、保守点検を行った合併処理浄化槽のうち、法定検査(7条、11条)、保守点検及び清掃（以下「法定検査等」という。）が必要な回数行われているものとして合併処理浄化槽の割合が、下表右欄の数値目標を達成すること又は法定検査等を全て実施する単独処理浄化槽の基数を申請時より向上させること。

⇒ 達成できなかった場合は、次回の優良認定が受けられないことがあります。

浄化槽の保守点検を行った回数	数値目標
単独処理浄化槽 300回以上かつ 合併処理浄化槽 300回以上	55%
上記以外	60%



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【優良浄化槽保守点検業者の基準】

##### ⑥研修の受講

- 所属する浄化槽管理士が、研修会に2年に1度以上、参加していること。
  
- ⇒ 初回の優良申請時においても、適用されます。
- ⇒ 申請日から過去2年以内に浄化槽管理士講習を修了した浄化槽管理士は受講を免除。
- ⇒ 研修会は、年間5～6回（2か月に1回）程度予定（第1回目は3/17を予定）  
更新の期限を勘案して、受講者を決定

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

- イ 浄化槽保守点検業者の登録の拒否事由に、暴力団員等又は暴力団員等が事業活動を支配する者を追加

申請書記載事項の変更

(改正)

様式も改正

- 法人の役員に「取締役等と同等以上の支配力を有するものと認められる者」を追加（条例第3条第3項）

その他の改正

- 暴力団等又は暴力団等の支配を受ける者を排除する。  
（条例第5条第1項第5号、第9号）
  - ⇒ 添付書類として役員等の住民票の添付が必要
  - ⇒ 住民票の情報をもとに、警察照会をして該当ないことを確認します。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

ウ 浄化槽保守点検業者に対し、営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する研修の機会を与えること。（条例第9条の2）

・浄化槽保守点検を業とする者の登録に関し、都道府県が条例で定める事項として、**浄化槽管理士に対する研修の機会の確保**に関する事項を規定する。（法第48条）

#### 【浄化槽保守点検業者の登録に関する条例】

（令和元年10月18日改正）（条例第9条の2）

・浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

- 浄化槽保守点検業者に対し、所属する浄化槽管理士全員に研修の機会を与えることを義務化。
  - ⇒ 申請において、営業所に置く浄化槽管理士の浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の計画の概要を記載した書類の添付が必要。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

- 営業所に置く浄化槽管理士の浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の計画の概要を記載した書類

所属営業者	浄化槽管理士名	予定受講時期	備考
○○営業所	○○○○	R2.6～7	
○○営業所	△△△△	R3.10～12	
××営業所	××××	R2.8～10	
××営業所	□□□□	R4.10～12	

\* 予定受講時期に受講できなくても構いませんが、受講状況は県で確認しておりますので、登録の期間内に受講できない場合は、更新できないことがある。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

- ・ 浄化槽保守点検業者は、次の更新までに、所属するすべての浄化槽管理士に、愛知県等が主催する研修を受講させること。
- ・ 優良浄化槽保守点検業者の場合は、2年間に1度以上とする。

- ・ 申請時には研修の受講計画書を提出する。
- ・ 優良浄化槽保守点検業者の場合は、所属するすべての浄化槽管理士が受講したことを誓約する書類を提出する。

- ・ 研修受講者はすべて県で把握している。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

エ 改正による申請様式の変更及び添付書類の追加

#### 申請書記載事項の変更

- 浄化槽管理士の欄に、**担当する区域**の記載を追加（条例第3条第5項）
- 営業区域に係る市町村ごとに**連絡をとる浄化槽清掃業者**の記載を追加（条例第3条第6項）

#### 標識の様式の変更

- 優良浄化槽保守点検業者の認定の有無について記載欄の追加 ⇒ 当面の間、現在の標識を使用しても良い。

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【申請時添付書類①】

- 誓約書（欠格要件に該当しないこと）
- 器具の明細書
- 浄化槽管理士免状の写し（申請時に原本持参）
- 事業計画の概要を記載した書類
- 営業所の平面図、付近の見取図
- 登記事項証明書及び役員の住民票の写し（法人）
- 住民票の写し（個人）
- 研修の計画の概要を記載した書類 等



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (2) 登録申請に関する事項

#### 【申請時添付書類②】（優良認定を申請する場合）

①の書類に加えて、

○ 誓約書

⇒ 欠格要件に該当しないことに加え、不利益処分を受けていないこと等を含む内容(①の誓約書は不要)

○ 優良の基準に適合することを証する書類

⇒ Webサイトの画面の印刷物、納税証明書等

○ 今後5年間の事業計画

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (3) 浄化槽管理者に関連する事項

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (3) 浄化槽管理者に関連する事項

#### ア 特定既存単独処理浄化槽\*に対する措置

\*「**特定既存単独処理浄化槽**」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

#### イ 浄化槽の使用の休止及び義務の免除の規定

#### ウ 廃止届出書に清掃記録の添付

## 2. 法・条例等の改正の内容

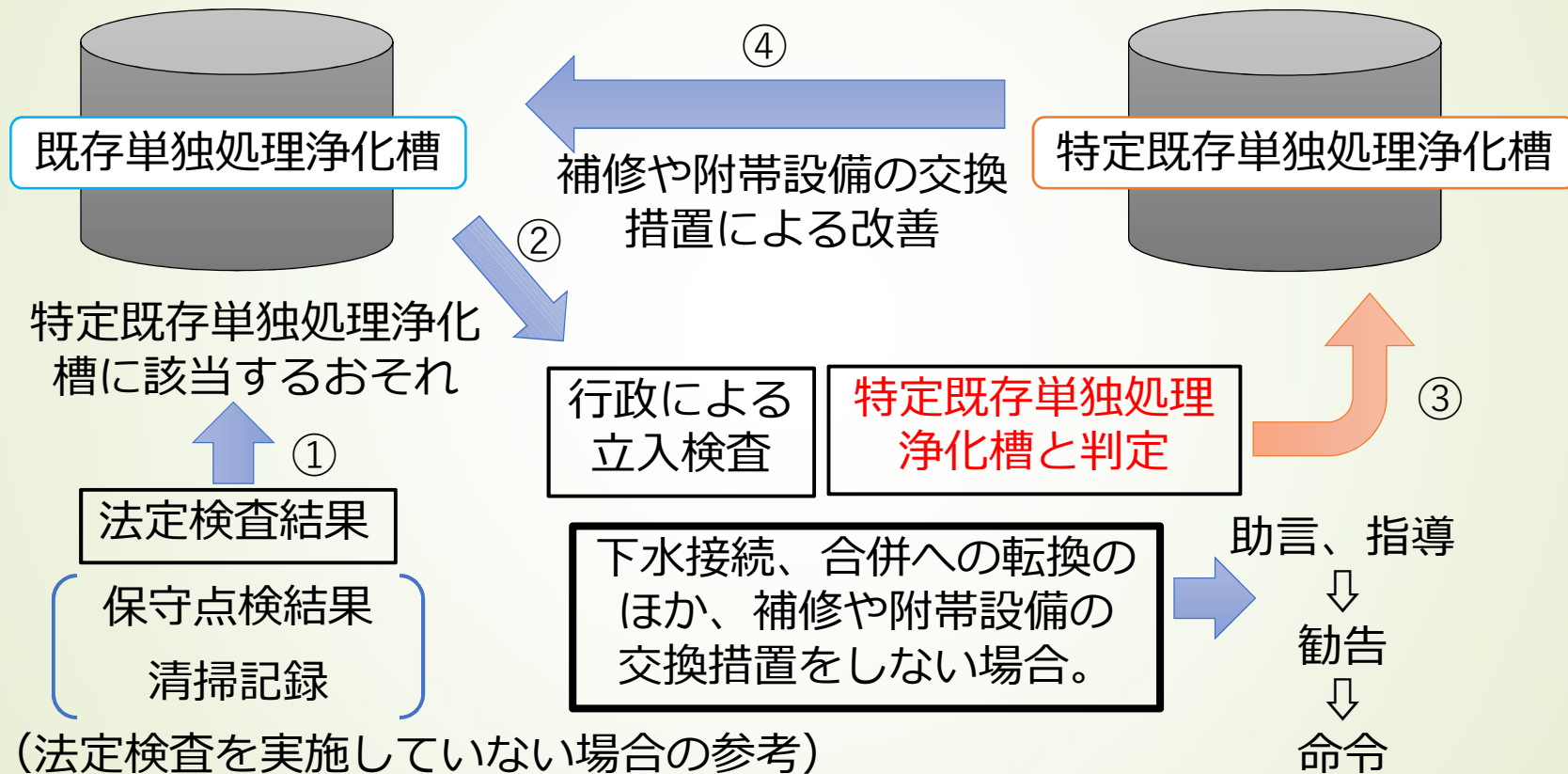
### (3) 浄化槽管理者に関連する事項

#### ア 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 (改正法附則第11条)

- ・ 特定既存単独処理浄化槽 = 既存単独処理浄化槽であって、放置すれば重大な支障が生ずるおそれのあるもの
- ・ 知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、助言、指導、勧告、**命令**を行うことができる。

## 2. 法・条例等の改正の内容 (3) 浄化槽管理者に関連する事項

### 特定既存単独処理浄化槽認定フロー



## 2. 法・条例等の改正の内容

### (3) 浄化槽管理者に関連する事項

#### イ 浄化槽の使用の休止及び義務の免除の規定 (法第11条の2)

- ・ 浄化槽管理者は、**浄化槽の清掃をして**その使用の休止を都道府県知事に届け出ることができる。(清掃の記録を添付する)
- ・ 上記により届け出た浄化槽については、**保守点検・清掃及び定期検査の義務を免除する**。(法第10条第1項ただし書き、第11条第1項ただし書き)
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を再開したときは知事に届け出なければならない。(保守点検を行った場合は、これを法に基づく保守点検とみなす。)

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (3) 浄化槽管理者に関連する事項

#### ウ 廃止届出書に清掃記録の添付

- ・ 浄化槽管理者は、廃止届出書を提出する際、**浄化槽の清掃の記録を添付することとした。**
- ・ 清掃にあたっては、休止届出のために規定された環境省関係浄化槽法施行規則第3条に規定する清掃の技術上の基準を準用することとする。（なお、すぐに撤去する場合は、張り水の規定は準用しない。）

## 2. 法・条例等の改正の内容

### (3) 浄化槽管理者に関連する事項

#### 【**清掃の技術上の基準**】（休止の場合） （環境省関係浄化槽法施行規則第3条） **（改正）**

- ・ 休止にあたっては、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。
- ・ 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。
- ・ 一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。



### 3. その他の改正事項

### 3. その他の改正事項

- ア 無登録で浄化槽保守点検業を営む者を報告徴収及び立入検査の対象とした
- イ 公共浄化槽
- ウ 浄化槽台帳整備
- エ 協議会の設置

### 3. その他の改正事項

#### ア 無登録で浄化槽保守点検業を営む者を報告徴収及び立入検査の対象とした（条例第14条第1項）

○ 登録を受けずに浄化槽の保守点検を業として行った者を、報告徴収及び立入検査の対象に追加する。

（全国初）

○ 立入検査の対象に「その他の場所」を追加する。

⇒ 正当な理由がなく立入や検査を拒否したり、虚偽の報告をしたりした者に対しては罰則が既定されている。

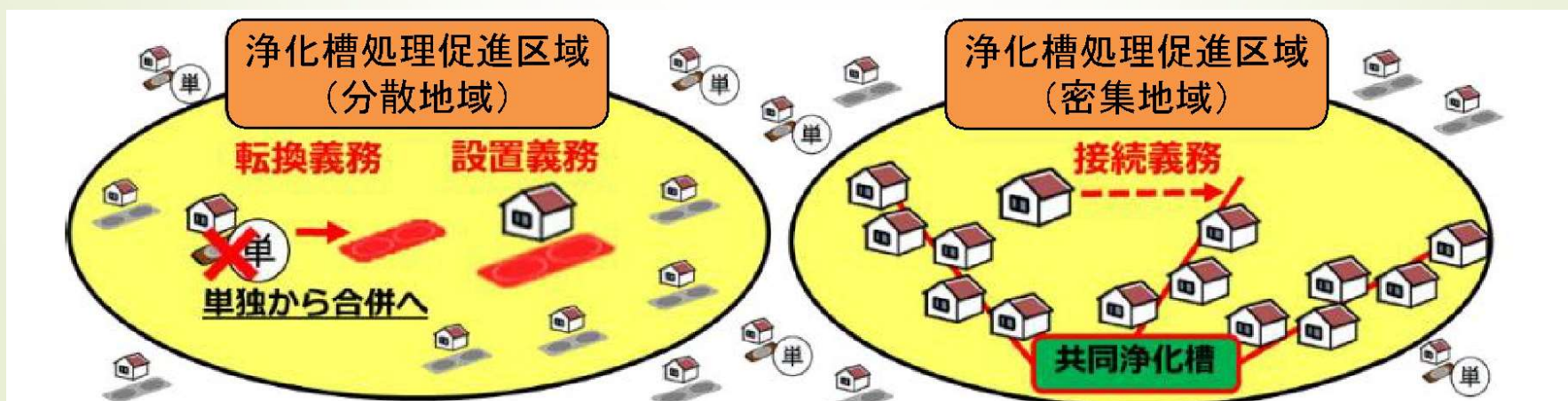
（1年以下の懲役または10万円以下の罰金）

（条例第18条第3号）

### 3. その他の改正事項

#### イ 公共浄化槽（法第12条の4）

- ・ 市町村は、自然的経済的社会的観点から浄化槽処理促進区域を指定する
- ・ 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



### 3. その他の改正事項

#### ウ 浄化槽台帳の整備（法第49条）

- ・ 都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならない。
- ・ 浄化槽台帳には、浄化槽の所在地、管理者に係る事項のほか、法定検査・保守点検・清掃の実施状況等を記載。



- ・ 保守点検・清掃の実施状況に関する事項として、**臭気、透視度、堆積汚泥厚、スカム厚**は必須。  
⇒ 保守点検や清掃前点検での点検項目として入れること。
- ・ 県の台帳システムのデータ精査を令和2年度から実施予定。

### 3. その他の改正事項

#### 工 協議会の設置（法第54条）

- ・ 地方公共団体（都道府県及び市町村）は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- ・ 協議会は、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者、指定検査機関その他の必要と認める者を構成員とすることができる。

御清聴ありがとうございました

